

平成25年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成25年6月26日(水) 13:30

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 平成24年度事業報告及び決算の承認について
- (2) 平成25年度協議会収支予算の補正について
- (3) 生活交通ネットワーク計画(平成26~28年度分)の策定について

3. その他

- (1) 新居浜市都市交通戦略の見直しスケジュール等について

4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項	役員	機関・団体	役職名	氏名	
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長 新居浜市	副市長	近藤 清孝	
			経済部長	寺村 伸治	
法第6条第22号	規約第5条第2号	新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男	
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄	
		瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝	
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典	
	規約第5条第3号	愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	玉置 祐規	
	規約第5条第3号	国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	沖上 茂人	
法第6条第23号	規約第5条第4号	新居浜警察署	交通課長	高崎 広記	
	規約第5条第5号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
		新居浜市老人クラブ連合会	副会長	明石 秀美	
		新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦福祉連合会会長	三木 ユリエ	
	規約第5条第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	柿木 仁
		監 事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
		新居浜市医師会	理事	永易 大典	
		瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志	
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門) 首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	谷口政賀津 久保田 東宏	

事務局出席者

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	桑野 誠二
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	吉岡奈津子

協議事項（１）

平成２４年度事業報告及び決算の承認について

１．平成２４年度事業報告

（１）デマンドタクシーの試験運行の実施及び検証

平成２２年度に作成した新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、デマンドタクシーの試験運行を実施するとともに、見直し協議、事業評価を行った。

平成２４年度末現在の利用・登録状況は、別紙のとおりである。

また、次の通り、登録者及び利用対象地域自治会長に対しアンケート調査を実施した。

①登録者アンケート

- ・対象者：７月３１日現在の２０歳以上の登録者 ７０２人
- ・実施期間：平成２４年８月１７日～８月３１日
- ・内容：デマンドタクシー本格運行移の可否、理由等
- ・結果：回答者数 ２５２人(35.9%) ９割近くが運行継続を希望。

②自治会長アンケート

- ・対象者：現利用対象地域の単位自治会長 ５８人
- ・実施期間：平成２４年８月２３日～９月１４日
- ・内容：デマンドタクシー本格運行移行の可否、理由等
- ・結果：対象者全員から回収。８割近くが運行継続を希望。

（２）会議の開催状況

- ・第１回協議会（平成２４年６月２８日 開催 ※一部6/19に持ち回り協議）
新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
生活交通ネットワーク計画（平成24～26年度分）の変更について
生活交通ネットワーク計画（平成25～27年度分）の策定について
- ・第２回協議会（平成２４年１１月２０日 開催）
平成２３年度決算の承認について
平成２４年度上半期の利用実績について
デマンドタクシー登録者及び利用対象地域自治会長に対するアンケートの結果について本格運行移行の可否について
- ・第３回協議会（平成２５年３月２５日 開催）
デマンドタクシー試験運行の利用状況等について
既存バス路線の見直しについて
平成２５年度事業計画及び収支予算について
平成２５年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
平成２５年１０月以降のデマンドタクシーの運行方針について

デマンドタクシー利用・登録状況（平成25年3月末現在）

○登録者数（3月末日現在）

上部西エリア	大生院	66世帯	111人	}	上部西計	213世帯	364人
	中萩（萩生）	147世帯	253人				
上部東エリア	船木	180世帯	298人				
川東エリア	多喜浜（荷内・阿島）	60世帯	114人				
	計	453世帯	776人				
※男女構成	男性	287人（37.0%）	女性	489（63.0%）			
※年齢構成	50代まで	113人（14.6%）	60代以上	663人（85.4%）			

○利用状況

平成24年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 125日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	351人	1,051人	8.4人	767台	1.4人
上部東エリア	282人	619人	5.0人	498台	1.2人
川東エリア	114人	290人	2.3人	248台	1.2人
	747人	1,960人	15.7人	1,513台	1.3人

※利用者内訳 大人1052人・大人割引者906人・小人0人・無料乳幼児2人
 割引内訳 障がい者割引 本人608人・介護21人 療育割引 本人4人
 特定疾患割引 本人23人・介護5人
 運転免許自主返納者割引 245人

利用料収入 752,500円

平成24年度下半期(10月～3月) 計(運行日数 120日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	364人	1,198人	10.0人	818台	1.5人
上部東エリア	298人	844人	7.0人	586台	1.4人
川東エリア	114人	333人	2.8人	261台	1.3人
	776人	2,375人	19.8人	1,665台	1.4人

※利用者内訳 大人1,303人、大人割引者1,069人
 割引内訳 障がい者割引 本人697人・介護29人
 療育割引 本人13人・介護10人 精神保健割引 本人2人
 特定疾患割引 本人27人・介護20人
 運転免許自主返納者割引 271人
 小人1人、小人割引者2人(障がい者介護)

利用料収入 919,260円（※小人の内2人は割引者：130円で計算）

平成24年度計(運行日数 245日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	364人	2,249人	9.2人	1,585台	1.4人
上部東エリア	298人	1,463人	6.0人	1,084台	1.3人
川東エリア	114人	623人	2.5人	509台	1.2人
	776人	4,335人	17.7人	3,178台	1.4人

※利用者内訳 大人2,355人、大人割引者1,975人
 割引内訳 障がい者割引 本人1,305人・介護50人
 療育割引 本人17人・介護10人 精神保健割引 本人2人
 特定疾患割引 本人50人・介護25人
 運転免許自主返納者割引 516人

小人1人、小人割引者2人(障がい者介護)、無料乳幼児2人
 利用料収入 1,671,760円（※小人の内2人は割引者：130円で計算）

2. 平成24年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	14,187,000	8,357,999	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	3,029,000	3,784,944	利用料収入 1,671,760 ・ 大人@500×2355 人 ・ 大人割引者@250×1,975 人 ・ 小人@250×1 人 ・ 小人割引者@130×2 人 地域公共交通確保維持改善事業費補助 2,113,000 預金利息 184
合 計			17,216,000	12,142,943	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
運営費	会議費	会議費	200,000	130,000	委員出席謝礼 (3回、@5,000×延べ26人)
	事務費	事務費	699,000	333,793	インク、住宅地図他消耗品 98,573 登録証、リーフレット等印刷 40,425 電話使用料 116,055 郵送料 78,740
事業費	事業費	事業費	16,317,000	11,679,150	運行業務 @3,675×3,178 台
合 計			17,216,000	12,142,943	

監査報告書

平成24年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成 25年 5月 30日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 柿木 仁 

監査報告書

平成24年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成 25年 5月 30日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 矢野 英司 

協議事項（２）

平成 25 年度協議会収支予算の補正について

新居浜市地域公共交通活性化協議会

平成 25 年度収支予算書【協議会予算 補正第 1 号（案）】

デマンドタクシーの試験運行は、当初、平成 25 年 9 月までの計画だったが、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの一年間、利用対象地域を拡大して運行を継続することとしたため、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの試験運行費、広報、登録、市民アンケート実施のための経費等を増額補正する。

【収入の部】

単位：円

区 分			当初予算額	補正額	補正後の額	摘 要
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	3,860,000	10,060,000	13,920,000	市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	3,865,000	1,785,000	5,650,000	利用料収入 2,722,000 地域公共交通確保維持 改善事業費補助金 2,928,000
			7,725,000	11,845,000	19,570,000	

※諸収入の積算根拠

年度末に事業者に交付される地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、当初予算計上済みであるため、平成 25 年 10 月以降の利用料収入を増額補正する。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月の 119 日間の一日当たりの利用者数は、現在よりも利用対象地域が拡大するため、平成 24 年度下半期平均(19.8 人)の 2 倍の 40 人とし、利用料金の割引者比率を 50%として積算した。

@500×20 人×119 日=1,190,000 円 @250×20 人×119 日=595,000 円

計 1,785,000 円

【支出の部】

単位：円

区 分			当初予算額	補正額	補正後の額	摘 要
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	220,000		220,000	委員出席謝礼
	事務費	事務費	155,000	1,149,000	1,304,000	消耗品、印刷費、電話 使用料、郵便料、旅費 等
事業費	事業費	事業費	7,350,000	10,696,000	18,046,000	デマンドタクシー運行 業務委託料
			7,725,000	11,845,000	19,570,000	

※事業費（運行業務委託料）積算根拠

10 月から小型タクシーも使用可能とし、1 台当たりの契約単価を、現在の 3,675 円(中型タクシーの時間制運賃に準じる)から、3,210 円(小型タクシーの時間制運賃に準じる)に変更する。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月の 119 日間の一日当たりの運行台数は、現在よりも利用対象地域が拡大するため、平成 24 年度下半期平均(13.9 台)の 2 倍の 28 台として積算した。 @3,210×28 台×119 日=10,695,720 円

平成 25 年 10 月以降の運行方針
(H25. 3. 25 平成 24 年度第 3 回協議会決定)

平成 23 年 1 月から試験運行を行ってきたデマンドタクシーは、当初は利用者 4～5 人と低調であったが、時刻表の増便、予約締切時刻の緩和、割引制度の拡充等制度の改善や広報の強化等により、利用者数は増加傾向にあり、平成 24 年 10 月から 2 月までの 5 ヶ月間の平均では、一日当たり 19.9 人に増加しており、利用対象地域を拡大すれば、さらに利用者の増加が見込まれる。利用者の約 65%が 60 歳以上、75 歳以上が約 70%を占めており、4 割以上が障がい者等割引適用者であることから、バス交通空白地域の解消、高齢者や障がい者等交通弱者の通院・買物等のための移動手段として、一定の成果を上げていると考えており、登録者アンケートで 9 割近く、現利用対象地域の自治会長アンケートでも 8 割近くが運行継続を望まれている。

また、コストダウンの検討やタクシーチケット方式との比較検討を行った結果、利用対象地域を拡大した場合、一人当たりの市負担額は平成 23 年度の 1/3 近く、平成 24 年度の 1/2 近くに減額が可能であり、また、タクシーチケット方式は、市の負担総額がデマンドタクシーより大きくなると考えられる。

しかしながら、本格運行移行の可否を判断するためには、シュミレーションによる検討だけでは不十分であり、実際に利用対象地域を拡大した運行の実績を検証するとともに、より広く市民の意見を聴取する必要があると思われる。

以上のことから、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月まで、次の通り、運行計画を見直してデマンドタクシーの試験運行を継続することとし、平成 26 年 10 月以降の運行については、拡大後の実績、事業者への影響及び市民アンケート結果等を検証したうえで、平成 26 年 6 月までに検討することとする。

平成 25 年 10 月からの変更

- ① 利用対象地域は、川東地区全域と別子山地区を除く上部地区全域とする。ただし、大島地区は、黒島渡海船待合所までの送迎とする。また、立川地区は、上部東エリアの利用対象地域とする。
- ② 予約は、各エリアの運行事業所で直接受け付けることとし、現在 1 時間前までの予約締切時刻は、出発予定時刻の 30 分前に緩和する。
- ③ 運行エリア外で行き先として指定できる施設を追加する。
 - ・川東エリア 新居浜駅、元塚バス停留所
 - ・上部東エリア 新居浜駅、市役所上部支所
追加：上部西エリア内の東川以東の病院・診療所
(指定処方箋薬局を含む)
 - ・上部西エリア 新居浜駅
追加：上部東エリア内の国領川以西の病院・診療所
(指定処方箋薬局を含む)

なお、利用者からは、乗り換えをしないで中心市街地内の施設に行きたいとの要望が強いが、デマンドタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとしており、とりわけ、路線バス、一般のタクシーと競合する中心市街地での運行は、現状では困難である。また、土・日・祝日の運行要望も寄せられているが、デマンドタクシーが最も多く利用されている通院の需要が平日と比較して低く、コストダウンを求められている現段階では運行日の拡大は難しいと判断した。

協議事項（３）

生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画） （平成 26～28 年度分）の策定について

生活交通ネットワーク計画（案） （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

I. O. 生活交通ネットワーク計画の名称									
新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画									
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性									
<p>（１）目的</p> <p>新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。</p> <p>（２）必要性</p> <p>本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。</p>									
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果									
II.（１）事業の目標									
<table border="1"><thead><tr><th>年 度</th><th>目 標</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 26 年度</td><td>利用対象地域を各エリア全域に拡大して、利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 40 人、一台当たりの利用者数 2 人、運行率 40%以上を目標とする。</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。</td></tr></tbody></table>		年 度	目 標	平成 26 年度	利用対象地域を各エリア全域に拡大して、利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 40 人、一台当たりの利用者数 2 人、運行率 40%以上を目標とする。	平成 27 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。	平成 28 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。
年 度	目 標								
平成 26 年度	利用対象地域を各エリア全域に拡大して、利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 40 人、一台当たりの利用者数 2 人、運行率 40%以上を目標とする。								
平成 27 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。								
平成 28 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。								
（２）事業の効果									
デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。									

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

※その他、大島地区を川東エリア、立川地区を上部東エリアの利用対象地域とする。

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・交通結節点（バス停留所・駅・港等）
- ・医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ・金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ・商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
- ・保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
- ・公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日まで（土・日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）

小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車。

(7) 運行台数

セダン型タクシー（定員4人） 2台×3エリア

(8) 運送予定者

平成23年1月11日から3月31日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、平成25年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。

- ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
- ・上部東エリア 有限会社 光タクシー
- ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付	
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】	
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)	
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(車両の取得を行わないため、記載なし)	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成22年11月9日	協議会設立、22年度試験運行について合意
・平成22年12月14日	地域公共交通総合連携計画について議論
・平成23年3月24日	地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意
・平成23年6月29日	23年10月～24年9月までの運行計画を合意
・平成23年9月20日	23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年3月21日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年3月28日	23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施。
・平成24年6月19日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年6月28日	25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年11月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成25年3月25日	25年度補助事業に係る事業評価を実施。
・平成25年6月●●日	26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定

12. 利用者等の意見の反映

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。
(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成24年8月、7月31日現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。

13. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局建設部建設企画課
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部(再掲)、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
(所 属) 新居浜市経済部運輸観光課
(氏 名) 桑原 一郎
(電 話) 0897-65-1261
(e-mail) i12049@city.niihama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 平成26年度

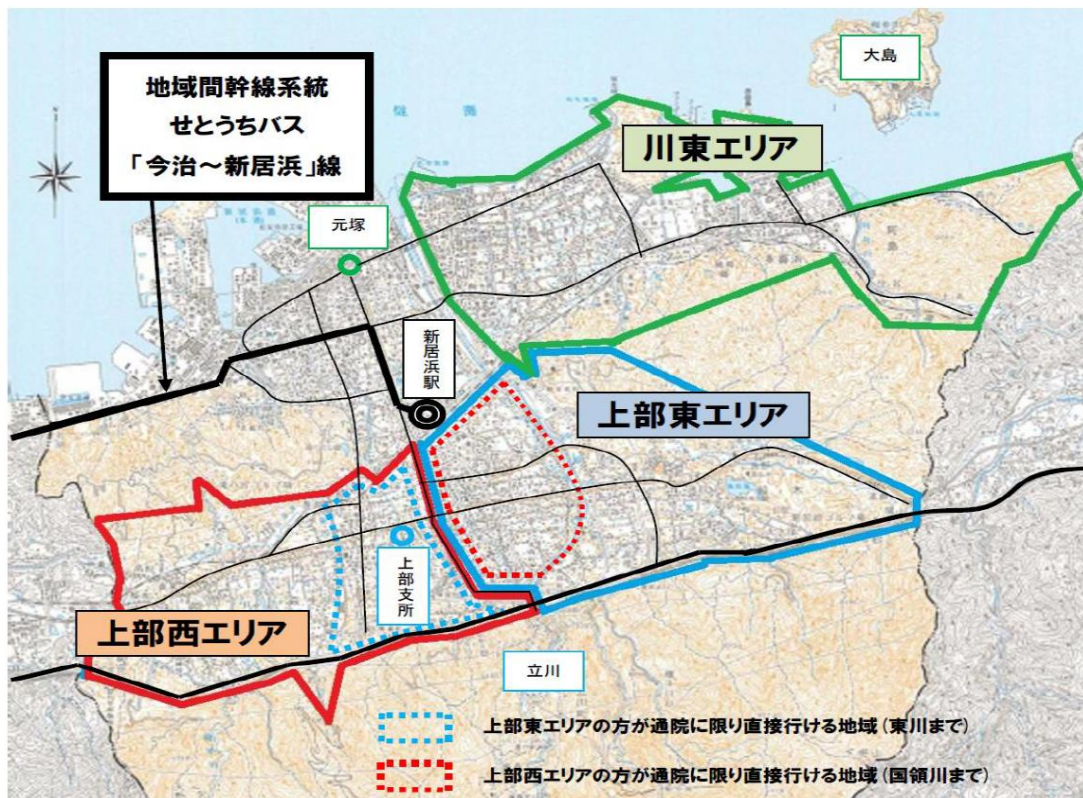
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東豊タクシー	川東エリア	地域内 ファイダー	4,051.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	有限会社 光タクシー	上部東エリア	地域内 ファイダー	4,269.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
	中萩タクシー有限公司	上部西エリア	地域内 ファイダー	4,094.0	①	地域間幹線系統(せと うちバス「今治～新居 浜」線)のバス停留所 (新居浜駅)と接続	①
合 計				12,414			

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の区間	運行エリア内で行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア外で行き先として指定できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西エリア内の東川以東の病院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川以西の病院・指定薬局

**各タクシー事業者作成分を
添付して国に申請予定**

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	年度
------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 $ロ \div ハ \div ニ = ホ$	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 $イ \div ハ \div ニ = チ$
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外の サービス提供時間の 比率 (リ-(ヌ+ル)) \div リ = ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地						
	1				日	回	時間	時間	時間		時間
	2				日	回	時間	時間	時間		時間
	3				日	回	時間	時間	時間		時間
	4				日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統					時間	時間	時間		時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 $ト \times ヲ$ 以下の 額:カ	経常収益の 見込額 $チ \times ヲ$ 以上の 額:コ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カー=ヨ=タ	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 $ネ \times 1/2 = ナ$	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額) ム
0	1	円		円	円				
	2	円		円	円				
0	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		円		円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
0	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0	3	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間（ワ）」については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ズ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	32,497
交通不便地域	430

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
173	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
257	大島	離島振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

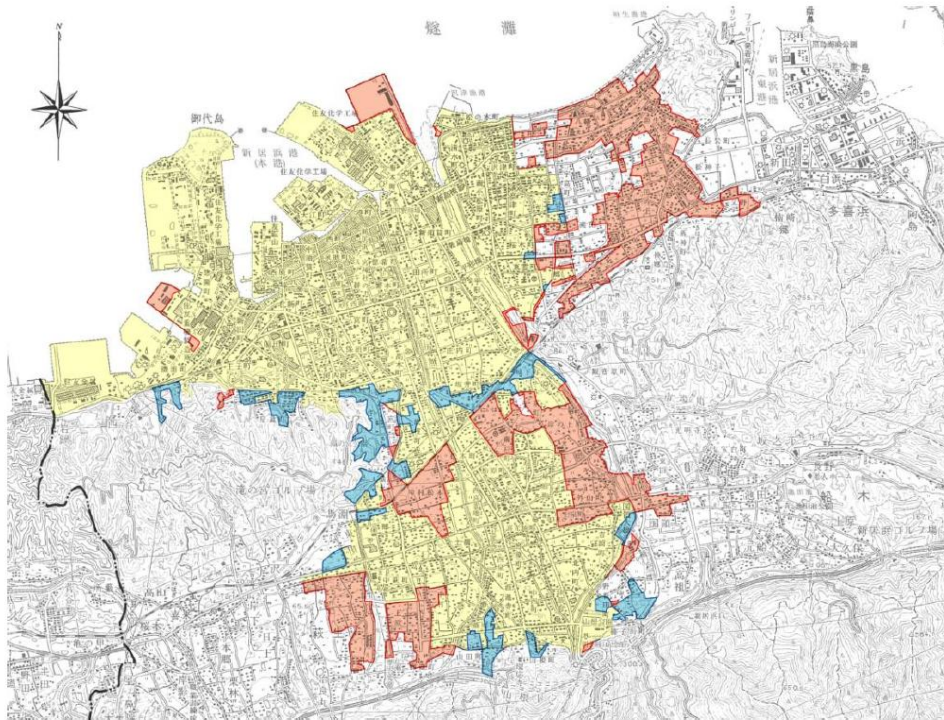
(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

表5添付書類

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

- ・人口集中地区以外の地区(黄色と赤色以外の区域)



凡例	色	区域説明	
	黄色	S55から引き続き人口集中地区である区域	人口集中地区
	赤色	S55以降に人口集中地区となった区域	
	青色	S55以降に人口集中地区でなくなった区域	人口集中地区以外
	白色	S55から引き続き、人口集中地区以外の区域	

- ・交通不便地域の区分(別子山・大島)



- 昭12.11.3 市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)
- 昭28.5.3 新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入
- 昭30.3.31 新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入
- 昭31.9.28 大生院西部地区を西條市に分離
- 昭34.4.1 新居郡角野町編入
- 平15.4.1 宇摩郡別子山村編入

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通ネットワーク計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

2 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象事業の基準)

第16条 本節における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象系統は、別表6に定める要件に適合する系統とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表7に定めるところにより算定するものとする。

(生活交通ネットワーク計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

陸上交通の確保維持事業

地域特性や実情に応じた地域最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活を支える地域内の一定の生活交通等の運行について一体的に支援する。

○地域間幹線系統

・ 地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画^(※1)に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

※補助対象事業者：一般乗合旅客自動車運送事業者

主な補助要件^(※補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- ・ 生活交通ネットワーク計画に記載(都道府県単位)
- ・ 従前の地バス補助の要件緩和(距離要件(10km要件)の廃止、複数市町村の判定時点を平成13年3月31日に緩和)
- ・ 事前内定方式^(※2)への変更

○地域内フィーダー系統

・ 地域間幹線バス系統等と密接な地域内のフィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画^(※1)に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

平成26年度の地域標準経常費用(単位:円)
(当該単価と各事業者における単価の低い方に基づいて算定)
・路線型 一般乗合 290.94、自家用有償 312.82
・デマンド型 一般乗合 2624.29、自家用有償 2821.62
(路線型はキロ当たり、デマンド型は時間当たりの単価)

※補助対象事業者：一般乗合旅客自動車運送事業者
自家用有償旅客運送者

主な補助要件^(※補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

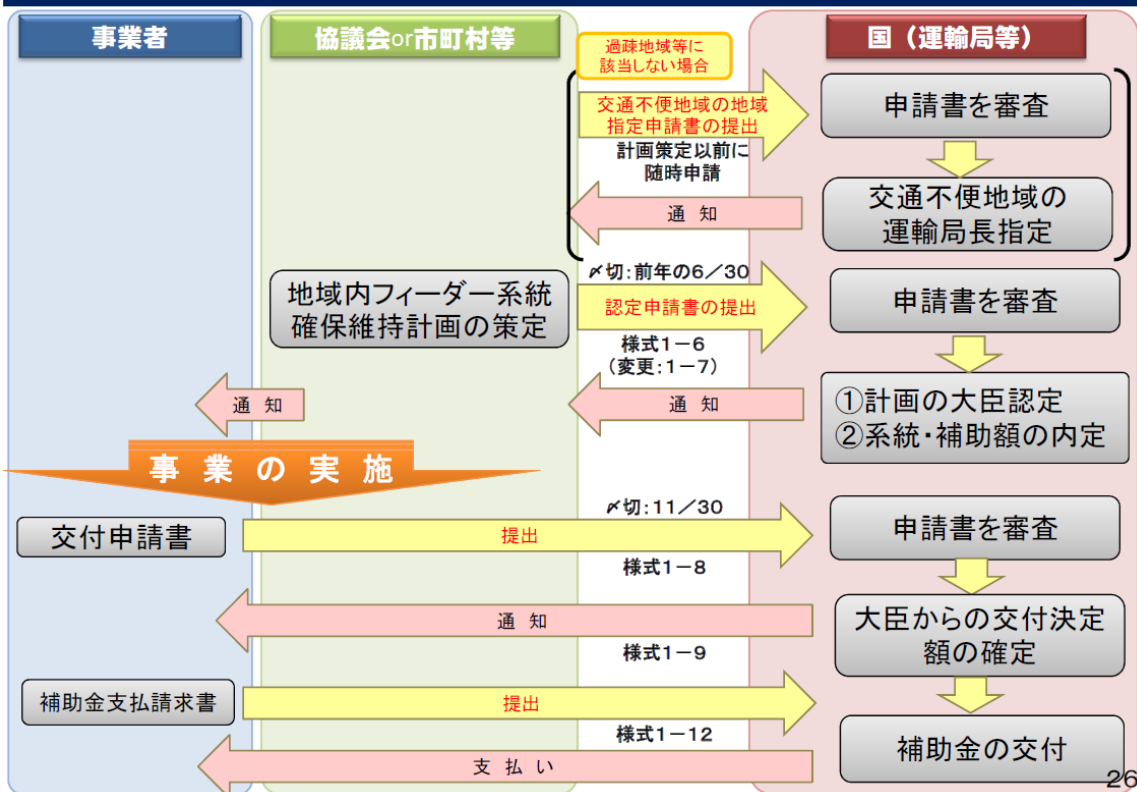
- ・ 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統など過疎地域をはじめとする交通不便地域の移動確保を目的とするもの
- ・ 生活交通ネットワーク計画に記載(市町村単位)
- ・ バス停共有等により幹線交通と接続しているもの
- ・ 新たに運行を開始、又は新規に地方公共団体が支援を開始する系統

補助の上限

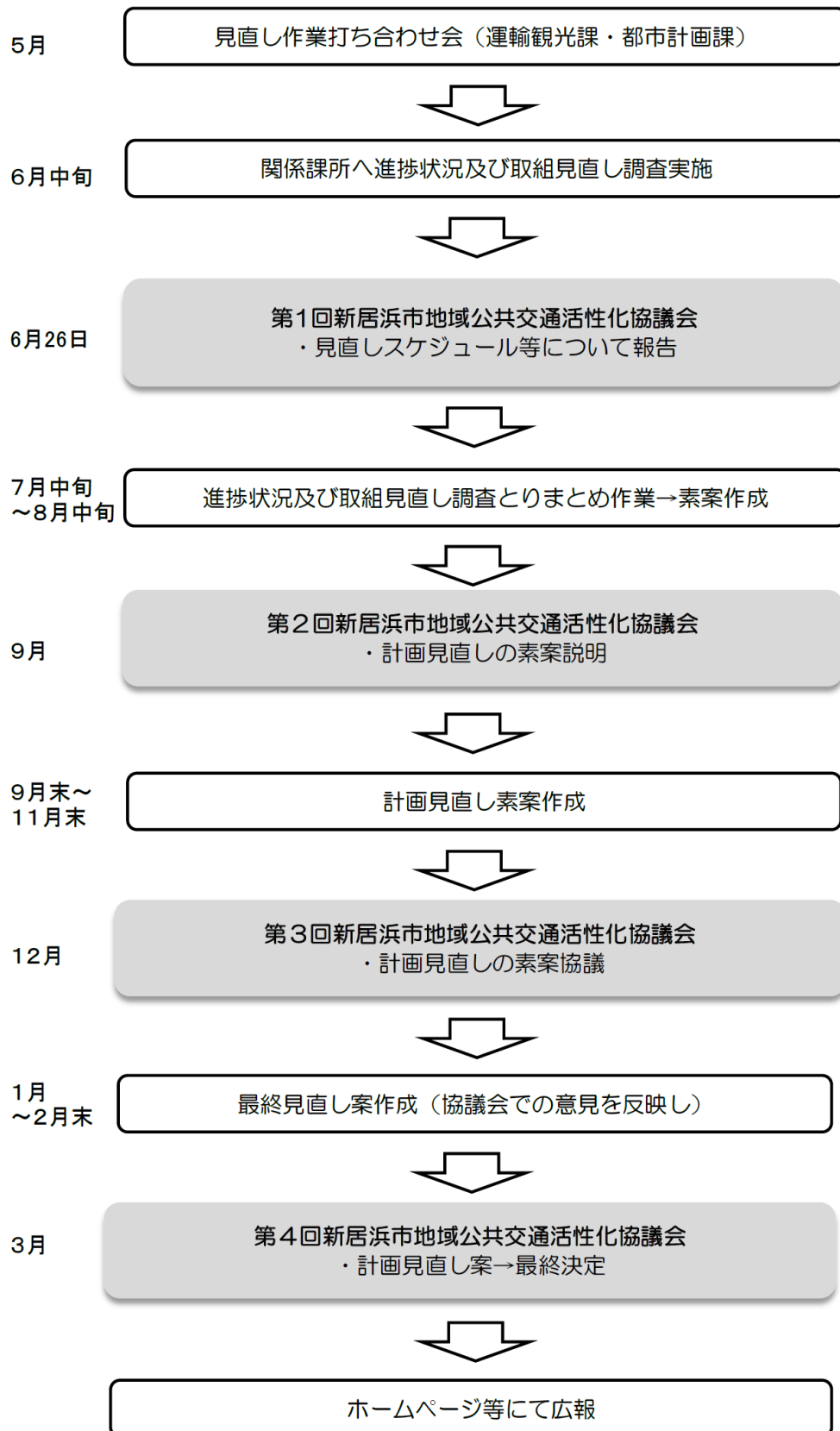
- ・ 各市町村ごとの補助額については、人口等を基準として設定される国庫補助上限額以内の額とされる

(※1) 生活交通ネットワーク計画：地域の協議会の議論を経て策定される補助対象ネットワーク交通等に関する計画
(※2) 事前内定方式：国は事業開始前に事業内容の妥当性(標準的な経費等)を確認して補助額をあらかじめ内定

地域内フィーダー系統確保維持事業の流れ



新居浜市都市交通戦略の見直しについて



新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 新居浜市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 道路管理者が指名する者
- (4) 公安委員会の長が指名する者
- (5) 各種市民団体等の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。